



東京パブリック法律事務所 ニュースレター

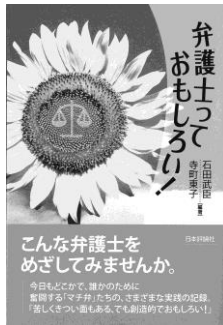
Vol. 7

2018年
(平成30年) 1月発行



～ ご挨拶 ～
所長 弁護士 釜井 英法

昨年末「弁護士っておもしろい！」という本が日本評論社から発刊されました。この本は、東京パブリック法律事務所の初代所長の石田武臣弁護士とOGの寺町東子弁護士が中心となり、全国で「市民の弁護士=マチ弁」としてさまざまな分野で活躍している20数名の弁護士から、「市民派弁護士・マチ弁は何ができるのか」、



「弁護士という仕事は苦しくきつい面もあるけど、創造的でおもしろそう」というテーマで論考を集めたものです。ぜひ、みなさまにも読んでいただきたい本です。

その本に、私も、大都市の中の都市型公設事務所・マチ弁集団としての東パブの意義について書かせてもらいました(「都市型公設事務所・奮闘の15年-東京パブリック法律事務所の設立から今」232p～)。

弁護士の数は増え、インターネットを利用すれば、ホームページなどでいろいろな弁護士の情報が簡単に手に入るような時代になり(逆に、その広告の内容が不当表示として消費者庁から是正を求められるような事態も生じているほどです。)、弁護士へのアクセスは10年以上前に比べると格段に改善されてきたと言ってもよい状況にあります。しかし、法的問題を抱えてやっと自治体や関係機関の窓口までたどり着いたけれども、弁護士のところまでたどり着かない方々がまだまだたくさんいます。そもそも自治体等の窓口までたどり着かない方もたくさんいます。そのような方々に、自治体等と連携をとりながら、つながっていき、必要な法的手当と支援をし、よりよい解決を見つけ、実現をする。それが、わたしたちが日々行っている活動です(自治体等関係機関とのつながりを深めるために、去年は自治体等関係機関向けにパブクロウ直通電話を開設し、月1回のニュースレターの発行をはじめました。)。これが、弁護士会の支援によって活動する「公設事務所」の役割だと考えています。

また、自治体等と連携をとりながらアウトリーチ的な活動をしているのは弁護士だけではありません。司法書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、行政書士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、公証人、弁理士などの士業の方々の中にも同じ志をもって活動されている方々がたくさんいます。わたしたちは、今年も、そのような士業の方々とも相互に連携をとりながら、困っている市民の方々に「法のちから」を届ける活動をしていきます。

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階
TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>

<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

2018年が日本にとって、世界にとって、みなさまにとって、よい年となるよう心よりお祈り申し上げます。そして、本年も東京パブリック法律事務所をご支援くださいますようよろしくお願い申し上げます。

～ とある当番弁護の1日 ～
弁護士 岸 久美子

その日、当番弁護士の出勤要請を受け、警察署に着いたのは午後7時過ぎでした。

受付を済ませ、接見室へ。暫くすると、憔悴しきった様子のAさんが入ってきました。Aさんは、自らのしたことを深く反省するとともに、「逮捕」という初めての状況にひどく混乱していました。

警察官から「明日、裁判所で、勾留されるかどうかが決まる」と言われたとのこと。一旦勾留が決まれば、原則として10日間(延長が認められれば計20日間)身体拘束が続き、失職するおそれすらあります。

Aさんの話を聞き、率直に、今回Aさんの身体拘束を継続する必要性は乏しく、また、その不利益は極めて大きいと感じました。そこで、Aさんと相談し、勾留を防ぐために、できる限りのことをすることにしました。

裁判官が本人と面談し、勾留を決めるのは翌日の昼前後。とにかく時間は限られています。警察署を後にし、すぐに被害者と連絡をとりました。Aさんの謝罪の気持ちを伝え、被害弁償の申入れをしました。被害者は、「気持ちはわかった。示談を検討する。」とのことでした。

Aさんの家族にも連絡をしました。何とか夜中に電話が通じ、釈放時の身元引受けを約束してくれました。Aさんから聞き取った話、被害者とのやりとり、家族との電話内容などをそれぞれ急いで報告書にまとめます。

それから意見書を書き上げ、翌日朝一番、報告書などととも裁判所に提出しました。ひと息つく間もなく、午前中、担当裁判官に会いに行きました。直接、口頭で意見書について補充をしました。そして、その足で地裁の同行室に向かい、裁判官との面談を控えて緊張するAさんを励ました。

その後・・・午後2時頃、裁判所からAさんを釈放するとの連絡が入り、夕方、Aさんは釈放されました。

何とも目まぐるしい1日でしたが、特に刑事弁護は時間が勝負です。弁護士として、限られた中でベストを尽くす、その重要さを改めて感じさせられた事件となりました。

